第十一条第二項第二号ニ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第十九条第三号	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第二十条第二号	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
	同条第三項	法第七十条第三項
第二十条第六号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条

附則第十四条第二項の表以外の部分中「平成三十年三月三十一日」に、「退職被保険者等所属市町村」を「退職被保険者等所属都道府県」に、「附則第四条第一項」に、「、第四条及び第四条の二」を「及び第四条の規定、第四条の二の規定、同項の規定により読み替えられた第九条及び第十条の規定、第十一条及び第十九条の規定並びに同項の規定により読み替えられた第二十条」に改め、同項の表を次のように改める。

附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第九条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第九条第一項
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）
	附則第七条第一項第二号	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号
	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第四条第二項第二号イ	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第四条の二第一項第二号	第二条第一項第二号	附則第十四条第二項の規定により読み替えられた附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二条第一項第二号
第九条第二項第一号ホ	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第九条第二項第二号イ	附則第九条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第九条第一項
	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第九条第二項第二号ハ及びホ	後期高齢者支援金及び	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに

第九条第二項第二号ヌ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等及び	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十条第二項第一号	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十条第二項第二号イ	附則第九条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第九条第一項
	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十条第二項第二号ロ及びハ	後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第十条第二項第二号ニ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十条第二項第二号ホ	後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
第十一条第二項第二号イ	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第十一条第二項第二号ニ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
第十九条第三号	及び後期高齢者支援金等	、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等
附則第四条第一項の規定により読み替えられた第二十条第二号	附則第九条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第九条第一項
第二十条第六号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
附則第三条第一項	附則第七条第一項の	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項の
	（法附則第七条第一項に	（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項に
附則第三条第一項第一号	附則第七条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項
附則第三条第一項第二号	附則第七条第一項第二号	附則第二十二条の規定により読み替えられた法附則第七条第一項第二号